

# 2021年度 らふたあ事業計画

『居宅介護・重度訪問介護・同行／行動援護・移動支援・介護保険事業』

## 第11期

2021年4月1日～2022年3月31日

(2010年12月開設 事業開始より10年)

立案者：サービス提供責任者 乾郁子

### 【はじめに】

2020年度はコロナ禍にあり、移動支援をほとんど実施することができなかった。今年は、新型コロナウイルス収束の見通しがたつまで、感染予防を徹底しながら、段階的に制限を解除し、特にはなのこみち入居者の余暇を充実させるため、移動支援の計画をたてる。日中事業所の利用者のご家族の高齢化により、介護負担軽減を目的とした入浴介助を提供する利用者が増えた。本年度はさらに、ニーズにこたえた支援回数を提供できるようにする。また、急な対応依頼（見守りなど）が増えることが予想される。緊急時に対応できるように利用者ごとに合った個別支援計画を作成することで利用者の生活の安定と充実を目指す。

### 【契約者の状況：2021年3月31日現在】

#### 契約者数

	男性	女性	合計
居宅介護	11名	15名	26名
移動支援	22名	18名	40名
介護保険	4名	0名	4名
契約者数	37名	33名	70名

※サービス重複あり(20名)

#### 年齢構成

	10代	20代	30代	40代	50代	60歳以上	合計
男性	0名	3名	7名	4名	5名	7名	26名
女性	0名	1名	6名	8名	6名	3名	24名
計	0名	4名	13名	12名	11名	10名	50名

#### 障害支援区分

	非該当	1	2	3	4	5	6	合計
男性	0名	0名	1名	5名	5名	5名	10名	26名
女性	1名	0名	1名	7名	3名	6名	6名	24名
計	1名	0名	2名	12名	8名	11名	16名	50名

## 1) 利用者支援の具体的なあり方

### 『共通』

1.
  - ・家族や行政等の関係機関との連携を図りながら、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努め、地域生活を行えるように支援する。
  - ・利用者のニーズを受け止め、個々に配慮を要する場合以外は、全ての人に平等に同じ内容で提供するように努める
  - ・不正は絶対にしない。
  - ・居宅介護（身体介護、家事援助、通院等介助）
  - ・同行援護（視覚障がい者の外出支援）
  - ・重度訪問介護（重度障がい者の身体介護、家事援助、外出支援等）
  - ・行動援護（重度の知的・精神障害がある方の外出支援）
  - ・移動支援（屋外での移動に困難な障がいがある方の外出の支援）
  - ・重度障害者入院時コミュニケーション支援（入院時における医療機関との意思疎通を図る支援）
  - ・介護保険（訪問介護）
  - ・福祉有償運送（移動支援を目的とする補助、及び移送のみの希望にも応える支援）
2. 指定相談支援事業所及び居宅支援事業所との連携を図り、居宅介護支援計画及び訪問介護計画の作成を行う。
3. 居宅介護支援計画及び訪問介護計画に基づいた支援の提供を行う。

## 2) サービス提供について

### 『共通』

1. 営業日・時間
  - ・月曜日～金曜日（但し、国民の休日、12月30日（木）～1月3日（月）は除く）
  - ・9時～18時
2. サービス提供可能な日・時間
  - ・月曜日～日曜日
  - ・24時間

## 3) 新規利用者受け入れ予定

1. 各区基幹相談や指定相談事務所からの問い合わせに対して、職員の配置状況や登録ヘルパーの稼働状況等をふまえた上で検討を行い、適宜、契約を行っていく。また、現利用者のニーズ整理を行い、指定相談事業所などの関係機関と連携を図りニーズに沿った支援を行っていく。
2. 介護保険（訪問介護）事業は、障害福祉サービス同様に新規利用者の契約増を行っていくべく、登録ヘルパーの空き状況（特に障害分野と重ならない時間帯）を把握し、利用者と登録ヘルパーのマッチングを行っていく。また、障がい支援から介護保険に移行される利用者に関しても、介護支援専門員などの関係機関と連携をはかり、本人のニーズに沿った支援を行っていく。

#### 4) 職員について〔切磋琢磨しながら、共に成長しあえる職員集団をつくる〕

- 1.情報を共有し、同じ方向性を持ち、対応する組織づくりをする。
- 2.はなのこみち利用者入居者の余暇を充実させるため、日中型職員や入居者と共に積極的に移動支援の計画をたて、支援する。
- 3.はなのこみち入居者の中で個別単位で居宅介護の支給決定が下りている方に対して入浴介助を日中型職員に応援依頼し支援していく。
- 4.モンキーバナナ、サニー・サイト、サニー・バナナの家族の高齢化に伴い、緊急事態にすぐ対応できるように利用者の入浴介助など居宅支援を進めていく。
- 5.サービス提供責任者の力量を上げるために、研修会への積極的な参加や内部での研修を通じて、利用者の状況や希望を常に把握していく。また、専門資格（同行援護、行動援護等）の取得に向け、積極的に講習への参加を行っていく。
- 6.サービス提供責任者2名体制（専従1名・兼任1名）で現利用者の連絡・調整等、様々な相談にきめ細かく対応を行い、必要に応じて、指定相談支援事業所や他の関係事業所と連携を図りニーズに答えていく。また、事務所内業務も各担当を設け一人一人の職員が責任を持って行っていく。
- 7.登録ヘルパーが行っている支援の助言、伝達、指導を行い、質の高い支援の実現に繋げる。また月に2度行っているヘルパー会議で研修の時間を設け、専門的な知識、技術の向上に努めていく。
- 8.登録ヘルパーがより多く、事業所に顔を出して、情報交換できる場を提供する。
- 9.定期的に行われる移動支援ネットワークに参加し、常に最新の情報を入手する事を心掛け、利用者、登録ヘルパーへの情報提供に努めていく。また、同ネットワーク主催で行われる研修等にも積極的に参加していく。
- 10.定期的に行われる障がい支援の訪問介護事業所の集まりに参加し、常に最新の情報を入手する事を心掛け、利用者、登録ヘルパーへの情報提供に努めていく。
- 11.職員が健康診断を受け、健康状態の維持と異常の早期発見、治療を行っていく。また、登録ヘルパーへ健康診断の受診を促していく。

#### 5) 登録ヘルパーについて

- 1.多様化する利用者からのニーズに答えきれていない現状があるため、令和3年度も積極的に登録ヘルパーの新規採用を行い、既存の登録ヘルパーの業務以外を掘り起こし、サービスの提供に努めていく。また、専門的な資格（介護福祉士、同行援護、行動援護等）を取得しやすい環境づくりを行い、専門的知識、技術等の向上に協力していく。
- 2.新しい登録ヘルパーを対象とし、職員又は熟練したヘルパーによる同行訪問を実施する。
- 3.訪問時に利用者の心身の状況に変化が生じた場合、速やかに管理者及びサービス提供責任者に連絡を行い、適切な対応を行っていく。
- 4.現状の登録ヘルパーは、男性17名（内8名他部署兼務）、女性29名（内15名他部署兼務）
- 5.人材開発支援助成金の「一般訓練コース」を活用し、行動援護対象者のヘルパーに「行動援護従業者養成研修」の資格取得を推進していく。補助率：30%  
（現在行動援護及び強度行動障害養成研修修了者15名）

## 6) 指定の有効期間について

- ・居宅介護 → 平成28年12月 1日から令和4年11月30日まで  
(重度訪問介護)
- ・同行援護 → 平成29年10月 1日から令和5年 9月30日まで
- ・行動援護 → 令和 2年 5月 1日から令和5年 9月30日まで
- ・移動支援 → 居宅介護に準ずる。
- ・介護保険 → 令和 3年 1月 1日から令和8年 12月31日まで